

第1回岐阜市農業委員会総会議事録

| | | |
|---------------|--|--------|
| 開催日時 | 平成30年1月10日(水) 午後3時00分 | |
| 開催場所 | 岐阜市役所 低層部3階 大会議室 | |
| 出席農業委員 | 櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩 中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫 | |
| 欠席農業委員 | 林 孝雄 | |
| 会長 | 栗本 恒雄 | |
| 出席農地利用最適化推進委員 | 井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 神谷 保行 岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 福井 正弘 本田 忠男 ・ 村瀬 新一 ・ 山田 貞夫 | |
| 事務局 | 事務局長 | 奥田 泰史 |
| | 副主幹 | 伊佐治 伸一 |
| | 主任 | 藤澤 裕美 |
| | 主任主事 | 木下 勇氣 |
| | 主事 | 山田 徳四郎 |
| | 主査 | 高島 明見 |
| | 主任主事 | 棚橋 秀行 |
| | 主事 | 坂口 由充加 |

- 第1号 会長職務代理者の互選について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第4号 農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

時間もまいりましたので、ただいまから、平成30年第1回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

それでは、議席番号1番櫻井宏委員、議席番号2番福田正義委員の両委員、よろしく申し上げます。

議長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたらよろしく申し上げます。

議長

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号、会長職務代理者の互選を議題と致します。

議長

農業委員会等に関する法律第5条第5項において会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。となっており、また、岐阜市農業委員会規程第2条において、会長の職務代理者は2人とし、その順位は委員の互選により定める。となっております。

昨年12月8日に私が農業委員会長に就任し、現在、会長の職

務代理者が1人不在となっております。

そこで、選出の方法についてですが、この場において委員全員で協議して決める方法と選考委員会で決める方法がございますが、御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

森瀬委員

前回会長を決める際に選考委員会で決定した様に、今回も選考委員会で決定してはどうか。

議長

ただいま、森瀬委員から選考委員会で決定してはどうかという御発言がございましたがいかがでしょうか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

異議なしとの声が多数ですので、そのように決定致します。
選考委員会の詳細に関しては事務局より説明願います。

奥田事務局
長

前回の総会で会長を決めた時と同じ方法で行ってはいかがでしょう。農地利用最適化推進委員の地区を基準とし、該当する地区の農業委員会委員の人数に応じて、選考委員を選出する方法で

第1地区は、芥見、岩、巖美、山県、春近

第2地区は、合渡、木田、七郷、黒野、西郷、方県、網代

第3地区は、岩野田、常磐、鷲山、長良、則武、島

第4地区は、三里、市橋、鏡島、鶉、日置江、柳津

第5地区は、日野、南長森、北長森、厚見、茜部でございます。

各地区から選考委員を1名選出していただくのですが、第5地区は該当する委員は2名と少ないため、第4地区と第5地区は合わせて選考委員を2名選出していただくこととし、計5名の選考委員を選出する方法でございます。

議長

ただいま、事務局から説明のありました選出方法で行うことに、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、第1地区から第3地区までは各1名、

第4地区と第5地区を合わせた地区は2名を選出していただきます。

それでは、地区ごとにお集まりいただき、選考委員の選出をお願いします。

奥田事務局
長

地区ごとにお集まりください。事務局職員4人が案内をしております。

【各地区の選考委員を選定】

議 長

各地区の選考委員が決まりましたので、発表致します。
第1地区は清水健吉委員、第2地区は野々村貢委員、第3地区は森瀬宏委員、第4地区、第5地区は梶下信孝委員と江崎和浩委員の計5名です。

選考委員になられた方は、第4委員会室におきまして選考委員会を開きますので、移動してください。他の委員は選考委員会を開催している間は、休憩と致します。

【選考委員会を開催、選考委員は退出】

【総会再開】

議 長

総会を再開致します。
選考委員会が終わりましたので、選考委員長から結果を発表していただきます。

清水委員

選考委員長に選ばれました清水でございます。選考委員会の結果を発表させていただきます。

選考委員会で慎重に審議致しました結果、会長の職務代理者は、私清水が選出されました。

また、順位であります、会長の筆頭職務代理者は、私清水、会長の次席職務代理者は、林安廣委員となりました。以上でございます。

議 長

ただいま、選考委員長から会長の職務代理者と順位を発表していただきましたが、この案について、御意見ございませんか。

議 長

御意見が無いようですので、選考委員会の結果のとおり決定してよろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、会長の筆頭職務代理者は、清水委員、会長の次席職務代理者は、林安廣委員に決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転11件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主
幹

それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

3ページをお願い致します。

申請明細1番、常磐地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の拡大を図る譲受人が譲渡人と交渉をして今回田を取得するものです。

続きまして、申請明細2番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の拡大を図る譲受人が農業経営の縮小を図る譲渡人から畑を譲り受けるものです。

次の申請明細3番と4番と5番の黒野地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、今回、借人に田を貸すものです。借人はいずれも同じ人で農業経営の拡大を図るものです。借人は地区外に住んでいますが、申請地までは車で10分程で通作には問題ないものです。

続きまして申請明細6番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業者として農業経営を開始する譲受人が、高齢のために農業経営の縮小を図る譲渡人から田畑を譲り受けるものです。

また、譲受人は市外在住ですが、申請地までは車で10分程度であり、通作には問題ないものです。

申請明細 7 番と 8 番の西郷地区からの申請内容は、いずれも所有権の移転で、譲渡人は人出不足のため農業経営の縮小を図り、今回、譲受人に田を売却するものです。譲受人はいずれも同じ人で農業経営を開始するものです。

続きまして、申請明細 9 番と 10 番と 11 番の七郷地区からの申請内容は破産管財物件となった農地で、いずれも譲受人が農業経営の拡大を図るものです。

9 番と 10 番の申請地はもともと譲受人の親戚が所有していた農地で、譲受人は遠方に居住しておりますが、譲受人のほか世帯員 3 人の 4 人で通作をしていくものであります。

また、11 番の譲受人は農地所有適格化法人に位置付けられている法人であるため、農地を取得できるものです。

続きまして、申請明細 12 番、岩地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、法人が農業経営を拡大するものです。

農地法第 3 条の許可基準により、農地法に規定する要件を備える農地所有適格法人以外の法人が耕作目的による権利取得または設定を受ける場合は許可できませんが、例外規定として、権利を取得しようとする者が、その農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること、地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、法人である場合には、業務執行役員の一人以上の者が耕作に常時従事すると認められること、これらの要件をすべて満たすときは例外的に許可することができます。

申請明細 13 番日置江地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人は農業経営の縮小を図り、農地の売却を検討していたところ、申請地を借りて耕作していた譲受人がこの田畑を譲り受けるものです。

申請明細 14 番、三輪厳美地区からの申請内容は、所有権の移転で、申請地の筆は譲受人の農地の一部となっており、今回譲渡人は申請地を現状に合うよう譲受人に払い下げるものであります。

申請明細 15 番、三輪山県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の拡大を図る譲受人が、申請地を耕作不便としていた譲渡人から畑を譲り受けるものです。

以上です。

議 長

ただいま、議案第2号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、3ページ1番の常磐地区の申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

この度の申請について説明致します。

譲受人は、常磐地区で水稻、野菜の栽培をしております。申請地は水稻地域であります。今後は野菜を栽培する予定と聞いております。

譲受人は、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。地元の取り決めも十分に理解しておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ2番及び3番、4ページ4番及び5番の黒野地区、5ページ6番方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

3ページ2番及び3番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営を拡大したい譲受人へ、農地を譲り渡すものです。譲受人は現在、申請地東側農地を耕作しております。

12月22日に、黒野地区農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行い、現況が畑であることを確認致しました。譲受人は申請地東側の所有農地と申請地の一体で、野菜を栽培する予定と聞いております。

譲受人は、これまでの耕作状況も問題なく、地元の取り決めも十分に理解しておりますので、地元としては問題が無いものと考えております。

引き続きまして、4ページ4番及び5番の申請は、農業経営の縮小を図る使用貸人から、使用借人が農地を借り受け、農業経営の拡大を図るものであります。申請地は、平成30年5月1日より、利用権設定により借人へ貸借される予定であるため、今回の農地法第3条許可申請の貸借設定期間は、平成30年4月30日までとなっております。

申請地では、野菜の栽培を予定しています。また12月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行いました。租税や用水費の負担分担など地元の取り決めの関係や、申請地の一部は、特別栽培米の作付地に隣接していることから、農薬の飛散防止策の徹底、畔の除草の際、除草剤を使用しないことなど、注意していただく点をお伝えしました。

これらの取り決めにも理解を示していただき、地元としても、許可は問題ないと考えます。

5ページ6番の申請は農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営を開始する譲受人へ所有権移転を行うものであります。

12月13日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行いました。

譲受人は耕作の経験があり、今回水稻および一般野菜を栽培する予定で、農機具もレンタルにより確保することです。

耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく5ページ7番及び6ページ8番の西郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る譲渡人から、譲受人が農地を譲り受け、農業経営を開始するものであります。

譲受人は、現在農業経営は行っていないですが、農家の出身であり、農作業経験や知識は十分に有しています。また、譲渡人から農機具も同時に譲り受ける予定であり、保有農機具についても、問題はありません。

地域の取り決めも把握しておられ、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6ページ9番及び10番、11番の七郷地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

6 ページ 9 番及び 10 番の譲受人は現在、市外の自治体で水稻や野菜の栽培を行っており、今回申請地では、小麦を栽培される予定と聞いております。

譲受人と譲渡人は親族関係にあたり、現在に至るまで、今回の申請地を共に耕作していたとのことでした。

通作距離に関しては、現在まで耕作できていたこともあり問題なく、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、今回の許可は問題ないものと考えております。

引き続きまして、11 番の譲受人は現在、主に七郷地区及び木田地区で水稻、麦、藁草等の栽培を行っており、申請地では、藁草を栽培される予定と聞いております。

譲受人は、農地所有適格法人であり、認定農業者でもあるため、七郷地区や木田地区では、担い手として信頼されております。また、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7 ページ 12 番の岩地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

先月 26 日に農地利用最適化推進委員の丹羽委員、事業者と事務局職員で現地立会いを行いました。

使用借人は、昨年 8 月に西郷地区の農地を借り受け、農業に新規参入した法人で、現在岐阜市の認定農業者を目指しているそうです。今回の申請地は借人の事業所から距離がありますが、土地所有者の家族が借人の知人であり申請に至ったとのことでした。

借人の構成員には、岐阜市内及び市外において農業に従事している者がおり、昨年の西郷地区の耕作状況も問題ないようですので、農業機械の保有状況や、農作業経験及び知識は問題ないと思われまます。

また、地域の農業に係る利用調整にも参加してもらえることを確認しておりますので、地元としては問題ないと判断しております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 7 ページ 13 番の日置江地区からの申請に

については、担当地区の江崎和浩委員、御説明をお願いします。

江崎委員

今回の申請は、譲受人が耕作している農地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

譲受人は地元に住んでおり、水稻を中心に耕作しておられ、耕作状況も問題ありません。

地域の取り決めも把握しておられ、地元といたしましても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく7ページ14番の三輪巖美地区からの申請については、担当地区の福田正義委員、御説明をお願いします。

福田委員

今回の申請地は、道路としての機能が失われて、現況は隣地の畑との区別がつかない状況の狭い道路敷であります。

その隣接する自己所有の畑と一体利用するため譲受人へ所有権移転を行うものであります。

12月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

今まで通り、一般野菜を栽培する予定で、耕作への意欲も強く、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく7ページ15番の三輪山県地区からの申請については、担当地区の山口基治委員、御説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は農業経営の縮小を図る譲渡人が農業経営を開始する譲受人へ所有権移転を行うものであります。

12月20日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

一般野菜を栽培する予定で、耕作への意欲も強く、経験も豊富であります。地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第2号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、貸借権の設定2件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

9ページをお願い致します。

総括表にありますように、用途区別では一般個人住宅が2件、店舗等施設が1件、駐車場及び資材置場が1件、土石等採取用地が1件で、転用面積は田畑合計5,602平方メートルとなっております。

10ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、黒野地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、娘夫婦の分家住宅であります。申請地は市街化調整区域の農地で、申請地からおおむね300メートル以内に官公庁の支所が位置し、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内の農地であり、第3種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

申請明細2番、同じく黒野地区の申請内容は使用貸借による権利の設定で借人は貸人から畑を借りて貸駐車場に転用するものでございます。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の

線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

申請明細3番、岩地区からの申請内容は、岐阜県の砂利採取業者として登録されている事業者による、砂利採取を行うための一時転用許可申請であります。

なお、転用面積が1,000平方メートル以上でありますので、現地調査を実施致しております。

位置図を議案書末尾28ページに掲載しておりますので御覧ください。

右上の周辺図で、申請地については、南へ約400メートルのところを東海北陸自動車道が走っており、また北西へ約1キロメートルのところには岐阜市立岩小学校がございます。

申請地は、農業振興地域の農用地に指定されておりますので転用は原則不許可であります。転用目的が農地の一時的な利用にあたるため例外的に許可できるものであります。

なお、転用許可にあたりましては、他法令の要件を満たすこととしまして、砂利採取法に基づく認可申請手続きが並行してなされているところであります。

また、事業施工にあたって、特に周辺農地や道路等の公共施設に与える損傷などが懸念されますので、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員による、現地立ち合いを先月26日に行い、事業者へ十分に配慮するよう指導しております。

施工が開始されましたら毎月、砂利採取法に係る認可担当の岐阜県商工労働部岐阜地域産業労働室及び岐阜市産業廃棄物指導課、岐阜市農林政策課、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員で立ち入り調査を行っていくものであります。

10ページにお戻りください。続きまして申請明細4番、合渡地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で借人は貸人から畑を借りて分家住宅に転用するものでございます。申請地は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている4メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地から500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他公共施設があり、第3種農地であると判断されますので許可し得るものであります。

次に11ページ申請明細5番、柳津地区の申請内容は賃貸借の権利設定で借人は貸人から畑を借りて露天駐車場に転用するものでございます。

申請地は市街化調整区域の畑で、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された街区に占める宅地の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断されますので許可し得るものです。

以上が議案第3号の説明となります。

議長

ただいま、議案第3号について事務局から説明を受けましたが、10ページ3番の岩地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いましたので、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

先月26日に農地利用最適化推進委員の丹羽委員、事業者と事務局職員で現地立会いを行いました。また、転用事業者には12月の岩地区農政推進委員会に出席していただき、事業の詳細な説明と質疑応答を行いました。

事業者は岩地区で砂利採取のための一時転用許可を受けておりますが、今のところ問題なく事業が行われております。今回の申請地についても、同様に周辺農地や住民に対して十分な配慮をし、砂利採取法に基づいて計画どおり事業を行うことを約束されましたので、地元として許可は問題ないと判断しております。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第3号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第4号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出41件、第4条届出5件、第5条届出40件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主
幹

それでは、議案第4号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

13ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました41件の内訳は、田が106筆72,142.90平方メートル、畑が58筆20,722.30平方メートルで、計164筆92,865.20平方メートルでありました。

続きまして14ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、集団住宅その他が3件、貸駐車場及び資材置場が1件、その他が1件、合計5件、面積といたしましては、田畑合計で3,985.20平方メートルでした。

受理明細は15ページ、16ページに記載してございます。

次に、17ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が21件、集団住宅その他が12件、学校用地が1件、道水路・鉄道用地が1件、店舗等施設が1件、農林漁業用施設が1件、駐車場・資材置場が2件、その他が1件、合計40件、面積と致しましては、田畑合計で16,010.82平方メートルでした。

受理明細につきましては、18ページから27ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成29年12月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務

局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

以上が議案第4号の説明となります。

議 長

ただいまの議案第4号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、現在、岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

岩地区の工事の進捗状況について担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

砂利採取の状況を報告致します。

12月12日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、掘削作業は問題なく行われていました。排水ポンプ使用台数に変更があったため、14日付で事業者から県に砂利採取計画変更届出書が提出されました。

掘削作業は1月8日に完了し、埋戻しを明日から開始する予定と聞いております。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、報告のありました、工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

なお、岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後3時50分閉会を宣す。